

別表第 1（第 3 条関係）

種目	対象者	性 能 等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)	4,900 円	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡(床擦れ)の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560 円	5
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴う場合のものを除く。	166,320 円	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400 円	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000 円	8
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000 円	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700 円	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500 円	5
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの(歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動車いすを含む。)	77,440 円	6
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380 円	3
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040 円	5
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000 円	—
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすおそれがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580 円	—
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600 円	5
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250 円	5
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	9,460 円/月額	-
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	12,430 円/月額	-

人工鼻	人工呼吸器の装着 又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。（診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。）	10,725 円/ 月額	-
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	14,200 円/ 月額	-